

# 令和8年度仙台市外国人介護人材受入れ伴走支援事業業務委託 仕様書

## 1 業務委託名

令和8年度仙台市外国人介護人材受入れ伴走支援事業業務委託

## 2 事業目的

少子高齢化の進展に伴い喫緊の課題となっている介護人材不足に対応するためには、外国人材の活用を含む多様な人材の確保に向けた取組みを進めていく必要がある。

本事業は、市内の介護施設で介護業務に従事することを希望する海外現地の外国人と、外国人材の雇用を検討している介護事業者とのマッチングを行い、受入れに向けた伴走型支援を実施することでミスマッチのない外国人介護人材の確保につなげ、安定的な介護サービスの提供を図ることを目指すものである。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容等

### (1) 業務内容

#### ① 外国人介護人材受入事業者の開拓

- ・現在外国人介護人材の雇用を検討している介護事業者のうち、当該事業を活用して外国人介護人材の受入れを希望する事業者（以下「受入事業者」という。）を募集・開拓する。
- ・募集・開拓にあたっては、市内の介護事業者を対象に事業の説明会等を開催するなど、マッチング目標数を達成できるように事業者に対して幅広く当該事業が周知されるような方法で行うこと。
- ・受入事業者の募集にあたっては、「4 その他」に記載の個人情報の取扱いに留意すること。  
なお、具体的な管理の方法は、本市と協議の上決定すること。

#### ② 本市の介護分野で就労を希望する現地外国人の募集

- ・対象国はタイ王国とする。
- ・対象とする在留資格は、技能実習または特定技能とする。
- ・本市での就労を希望する現地外国人（以下「就労希望者」という。）は、タイアサワラート人材派遣株式会社（以下「ATP」という。）で教育を受けている人材を対象とし、人材の募集にあたってはATPと調整の上行うこと。なお、ATP側の対応窓口の情報は本市が提供するものとする。
- ・就労希望者が受入事業者の運営する施設で就労を開始する時期は、令和8年度中であることが望ましいが、ATPの人材送出し状況等により令和9年度になってしまい差し支えない。なお、就労時期の見込みについては、本市に適宜報告すること。

### ③ ATP と連携した本市の PR の実施

- ・ATP の人材に対して、就労地としての本市の魅力発信や、介護分野での就労意欲が高まるような PR および情報提供を行うこと。実施にあたっては、マッチング目標数を達成できるような内容や方法で行うこと。

### ④ 受入事業者と就労希望者のマッチング

- ・受入事業者と、就労希望者とのマッチングの機会を提供すること。
- ・マッチングの機会は面接会のような形式のイベントとして提供することとし、原則として対面で実施すること。なお、実施にあたっては受入事業者が海外に渡航する際に負担する費用（渡航費、宿泊費等）の一部を委託料に含めることとし、受入事業者が海外に渡航する際の費用負担を軽減する方法を提案すること。
- ・受入事業者への現地でのアテンドを適切に行うこと。
- ・マッチングイベント等の開催にあたり必要となる会場や機材の手配を行うこと。
- ・海外への渡航が難しい受入事業者の参加を考慮して、オンラインでのマッチングに対応できる準備を行うこと。

### ⑤ 受入事業者に対する支援の実施

- ・マッチングが成立した受入事業者に対して、就労希望者の勤務開始までに必要となる手続きや、受入れ環境の整備に関する支援を行う。なお、支援にあたっては受入事業者のニーズを明確にし、そのニーズに応じた内容の支援を行うこと。
- ・支援にあたっては、人材を受入れる事業者が一般的に負担する費用（マッチングした人材の渡航費、紹介料等）の一部を委託料の費用に含めることとし、受入事業者の費用負担を軽減する方法を提案すること。
- ・具体的な支援内容については本市と協議の上決定すること。
- ・ATP に対し、適宜人材の送出しに関する情報共有を行うこと。なお、情報共有の内容については、本市が別途定める頻度で報告すること。

### ⑥ 就労希望者に対する支援の実施

- ・マッチングが成立した就労希望者に対して、来仙までの期間、本市で生活するにあたって有益となるような情報提供等を行い、本市への定着が促進される支援を行うこと。
- ・具体的な支援の内容については本市と協議の上決定すること。

### ⑦ 周知広報

- ・上記の参加者募集のため、次の通り周知広報に関する業務を実施する。

#### (ア) 開催案内の作成

参加者募集のための印刷物（以下「開催案内等」という。）を作成し、電子データ（Word、Excel、PDF または Powerpoint に限る）で本市に納品すること。なお、内容につい

ては事前に本市と協議の上了承を得るものとし、各イベント実施日の 45 日前までに納品すること。

(イ) 事業の周知

市内介護事業所への開催案内等の配布は電子メール等により本市が行うこととするが、受注者は他の周知方法について検討し、本市と協議の上実施すること。

⑧ 事業計画の作成

・委託業務の開始後以下の内容を含む事業計画を作成し、契約日から 15 日以内に提出すること。

- (ア) 受入事業者の募集・開拓、就労希望者の募集に係る具体的な方法やスケジュール
- (イ) 受入事業者と就労希望者とのマッチングイベントに係る具体的な方法や実施のスケジュール
- (ウ) 受入事業者と就労希望者に対する具体的な支援内容や実施のケジュール

⑨ 事業の進捗状況の報告

・月に 1 回程度、事業の進捗状況について原則対面により本市に報告を行う。内容については、上記の①～⑥の事業の進捗や、現地の送出し機関との人材送出しに関する調整状況を報告することとし、具体的な内容は別途調整することとする。

⑩ 事業報告書の作成

・令和 9 年 3 月 31 日までに以下の内容を記載した事業報告書を本市に提出する。

- (ア) マッチングした人材の個人別の受け入れ状況
- (イ) 受入事業者ごとの支援状況
- (ウ) マッチングした人材への支援状況
- (エ) ATP と連携した本市の PR の実施状況
- (オ) 受入事業者の費用負担軽減分を記載した収支報告
- (カ) その他本市が必要と認めるもの

(2) 成果指標

- ① 目標：マッチング目標数 10 人
- ② 確認資料：受入事業者と外国人材との雇用契約に係る書類

4 その他

- (1) 本業務で作成したデータ及び成果品の著作権については、本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり知り得た行政情報及び個人情報の取扱いについては、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する行

政情報及び個人情報は、使用後速やかに処分すること。別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を順守すること。

- (3) 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」(以下「ポリシー」という。)、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)、別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。なお、契約締結前に開催される外部委託審査会の審議にあたり以下の対応が必要となることに留意すること。
  - ① 作業場所の状況及び管理に関する現場調査への協力
  - ② 本業務委託における個人情報保護責任者の仙台市個人情報セキュリティ研修 受講
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途協議の上実施するものとする。
- (5) 本市と協議の上、必要に応じて業務の一部を再委託することができるものとする。
- (6) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。